

マイナンバーカードを 保険証としてご提示ください

当院では、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行う体制を有しています。

受診時は受付窓口を設置の顔認証端末にて、マイナンバーカードをご提示ください。

□マイナ保険証としてできること

- ▷健康保険証の代わりになる※¹
- ▷処方されたお薬の情報を取得※²
- ▷特定健診等の情報を取得※²

□国が定めた診療報酬算定要件に従い、下記のとおり診療報酬点数を算定いたします

- ▷医療情報取得加算(従来型保険証・マイナ保険証の提示有無に関わらず)
初診時 1点(月一回)
再診時 1点(3ヶ月に一回)

※¹ 従来型保険証(令和7年12月1日まで)、資格確認証でも受診可能です
公的負担医療制度をご利用の方は、各種証書のご提示が引き続き必要です

※² 各種情報の取得は、ご利用者様の同意のもとに行われます

～ 詳細は当院スタッフまでお問い合わせください ～

当院では、マイナンバーカードにより得られる診療情報をもとに、質の良い医療を提供できるよう努めております。

マイナンバーカードの保険証利用にご協力をお願い致します。

マイナンバーカードの詳細については下記 Web サイトをご覧ください。

<https://www.kojinbango-card.go.jp/>